

令和7年 新見市指定管理者制度運用ガイドライン(第4版)改訂について 【概要版】

改訂の目的

新見市では、指定管理者が提出する事業報告書をもとに指定管理者に対する評価を行い、令和5年度以降の指定管理施設から、評価結果および収支状況等を順次公表しています。

このたび、指定管理者制度及び指定管理施設の運営状況を広く市民に公表することを目的として、次のとおり新見市指定管理者制度運用ガイドラインの改訂を行います。

この改訂により、公表範囲が拡大され、指定管理施設の運営状況について、過年度からの経過がよりわかりやすくなります。

改訂箇所

- ・ガイドライン P17(評価結果の公表)
- ・ガイドライン P25～26(各種様式)

以下のとおり、指定管理者に対する評価結果および収支状況等の実績の公表範囲が拡大します。

	評価・実績を公表する施設	公表する実績
令和7年度まで	令和5年度以降に指定管理を開始・更新した施設から順次公表	順次到来する指定期間の実績を公表
令和8年度から	<u>原則、現在指定管理を行っている施設全て公表</u>	<u>原則、過去5年度分の実績を公表</u> (指定替え等により、指定管理者が異なるなど、5年度に満たない場合はその年度分)

※施設の管理運営の性質上公表を行わない施設(集会施設や簡易給水施設など)を除きます。詳しくはガイドラインをご確認ください。

改訂のポイント

- ①施設の評価結果については令和5年度以降の指定管理施設から順次公表となっていましたが、令和8年度からは、原則全ての指定管理施設について公表を行うよう変更します。
- ②実績については順次到来する指定期間のみを公表対象としていましたが、毎年度、原則過去5年間の実績の公表を行うよう変更します。